

基本協定書(案)の変更点

頁	条	項	号	別紙	平成24年4月16日版	平成24年5月30日修正版
4	第6				(談合その他の不正行為に係る違約金の予定)	(見出しの変更) (賠償額の予定等)
4	第6	1			前条第2項各号のいずれかに該当したときは、特定事業契約不締結又は解除にかかわらず、違約金として、入札書に記載の入札金額の100分の10に相当する額を	前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当したときは、特定事業契約不締結になるか否かを問わず、賠償金として、入札書に記載の入札金額の100分の20に相当する額を
4	第6	2				(第2項を第4項に変更)
4	第6	2			前項の場合は、	前3項の場合は、
4	第6	3				(第3項を第5項に変更)
4	第6	3			第1項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。	第1項本文及び第2項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分の請求を妨げるものではない。
4	第6					(第2項追加) 2 市は、いずれかの構成企業が前条第2項第4号から第9号までのいずれかに該当したときは、特定事業契約が不締結になるか否かを問わず、賠償金として、入札書に記載の入札金額の100分の10に相当する額を[●]グループから徴収するものとする。
4	第6					(第3項追加) 3 市は、いずれかの構成企業が前条第2項各号のいずれかに該当し、特定事業契約が不締結になったときは、違約金として、入札書に記載の入札金額の100分の10に相当する額を[●]グループから徴収するものとする。
4	第7	1			第6条に規定する賠償金の支払を除き、	第6条に規定する賠償金及び違約金の支払を除き、